

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第11号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 へき地学校</p> <table border="1" data-bbox="188 555 1068 790"><thead><tr><th>学 校 等</th><th>級 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>丸亀市本島学校給食センター</td><td></td></tr><tr><td>直島町学校給食センター</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p><u>小豆島町立星城小学校</u></p> <p>小豆島町立安田小学校</p> <p><u>小豆島町立苗羽小学校</u></p> <p>小豆島町立池田小学校</p>	学 校 等	級 別	略	略	丸亀市本島学校給食センター		直島町学校給食センター		略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 へき地学校</p> <table border="1" data-bbox="1180 555 2060 790"><thead><tr><th>学 校 等</th><th>級 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>1 級</td></tr><tr><td>丸亀市本島学校給食センター</td><td></td></tr><tr><td><u>土庄町立豊島学校給食センター</u></td><td></td></tr><tr><td>直島町学校給食センター</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>小豆島町立安田小学校</p> <p>小豆島町立池田小学校</p>	学 校 等	級 別	略	1 級	丸亀市本島学校給食センター		<u>土庄町立豊島学校給食センター</u>		直島町学校給食センター		略	
学 校 等	級 別																						
略	略																						
丸亀市本島学校給食センター																							
直島町学校給食センター																							
略																							
学 校 等	級 別																						
略	1 級																						
丸亀市本島学校給食センター																							
<u>土庄町立豊島学校給食センター</u>																							
直島町学校給食センター																							
略																							

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。